

令和7年度 全国最低賃金

都道府県名	Aランク	Bランク	Cランク	
最低賃金額				
引上げ額	目安63円	目安63円	目安64円	括弧内は目安との差額
発効予定日				

最低賃金額 全国加重平均	1,121
引上げ額 全国加重平均	66(+3)

										北海道 1,075 65(+2) 10月4日
										青森 1,029 76(+12) 11月21日
										秋田 1,031 80(+16) 3月31日
										岩手 1,031 79(+15) 12月1日
										山形 1,032 77(+13) 12月23日
										宮城 1,038 65(+2) 10月4日
										石川 1,054 70(+7) 10月8日
										富山 1,062 64(+1) 10月12日
										新潟 1,050 65(+2) 10月2日
										福島 1,033 78(+15) 1月1日
										山梨 1,052 64(+1) 12月1日
										長野 1,061 63(+0) 10月3日
										群馬 1,063 78(+15) 3月1日
										栃木 1,068 64(+1) 10月1日
										茨城 1,074 69(+6) 10月12日
										愛知 1,140 63(+0) 10月18日
										三重 1,087 64(+1) 11月21日
										奈良 1,051 65(+2) 11月16日
										和歌山 1,045 65(+2) 11月1日
										徳島 1,046 66(+3) 1月1日
										高知 1,023 71(+7) 12月1日
										愛媛 1,033 77(+14) 12月1日
										香川 1,036 66(+3) 10月18日
										岡山 1,047 65(+2) 12月1日
										広島 1,085 65(+2) 11月1日
										山口 1,043 64(+1) 10月16日
										島根 1,033 71(+8) 11月17日
										鳥取 1,030 73(+9) 10月4日
										兵庫 1,116 64(+1) 10月4日
										京都 1,122 64(+1) 11月21日
										滋賀 1,080 63(+0) 10月5日
										岐阜 1,065 64(+1) 10月18日
										福井 1,053 69(+6) 10月8日
										長崎 1,031 78(+14) 12月1日
										佐賀 1,030 74(+10) 11月21日
										福岡 1,057 65(+2) 11月16日
										熊本 1,034 82(+18) 1月1日
										大分 1,035 81(+17) 1月1日
										鹿児島 1,026 73(+9) 11月1日
										宮崎 1,023 71(+7) 11月16日
										沖縄 1,023 71(+7) 12月1日
										東京 1,226 63(+0) 10月3日
										神奈川 1,225 63(+0) 10月4日
										静岡 1,097 63(+0) 11月1日
										千葉 1,140 64(+1) 10月3日

【最低賃金の計算方法】 (https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_check.html)

1. 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

2. 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

3. 月給の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 $\geq$ 最低賃金（時間額）

5. 上記1～4の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室又は労働基準監督署におたずねください。